

企業社会における法の社会規範性

西村 勝志

I. はじめに

本稿の狙いは、社会規範としての法の存在意義（ないし目的）を明らかにすることにあるが、筆者の研究領域が制度会計であり、究極的な研究課題を「制度会計における構造と機能の体系的究明」に置いていることから、本稿における真の目的はその体系的究明を図るための手がかりを見出すことにある。具体的には、法がもつ社会規範性（とりわけ企業社会の秩序維持）に関して制度会計のアプローチとしての利用可能性を模索するものである。

そもそも、制度会計における「制度」概念の性質、すなわち「制度性」を考察する場合、会計規制主体である法律の種類に応じた性質を個別に取り上げて、そこに内包される「制度性」を研究対象として直接に論じてもよいが、それだけでは表面的（ないし一面的）な究明に陥りかねず、制度会計の本質に迫ることは難しいと考えられる。ましてや、それぞれの会計規制主体のみを論じることが「制度性」そのものを究明することになるのか、若干の疑問が生じる。というのも、制度会計の本質を捉える場合、それを構成する三つの法をそれぞれ別個に取り上げるのではなく、まずはそれらの共通項として導き出される社会規範性から統一的・包括的に制度会計の特質を捉えた上で、そこから派生するそれぞれの特質（構造と機能の相互関係）を体系的視点に立って捉え直すことが必要であると筆者は考えているからである。

本稿は、研究対象を法よりも広く捉え、法を包摂する社会規範に着目し、社会学的視点から社会規範としての法の存在意義（ないし目的）を明らかにするものである。（さらに、次稿以降で「制度性」に接近しようと試みる予定であ

る。) そのためには、社会規範と法との関係を理解しなければならないが、社会規範それ自体は企業の経済活動において求められるものばかりではない。そもそも、人間の社会生活との関係からその必要性が見出されるものである。そこで第一に、人が集団で社会生活を営む場合の人と社会生活との関係を取り上げる。人は、他の動物にはみられない特殊な言語を用いることで、社会生活における自己と他者との関係を他の動物より強く認識している。それ故、言語が人の認識や行為に与える影響を取り上げることで、人と社会との関係を明らかにできる。第二に、社会規範は、人間社会においてどのような役割を担っているのか、すなわち、人間の社会生活が成立するための基本的要件として社会規範が存在する根拠(ないしその必要性)を明らかにする。第三に、社会規範の手段の一つである法と企業社会との関係を取り上げることで、企業社会における法の役割を考察する。したがって、第Ⅱ章では、人と社会を結びつける言語に焦点をあて、人と社会との関係、とりわけ経済社会との関係を明らかにしていく。

Ⅱ. 人と社会 (ないし経済社会)

1. 人と社会の関係

(1) 人と社会を結びつける言語

人は、一般に社会的な動物であるといわれる。広い意味でも動物の一種であるが、他の動物と区別される理由は、人が「社会」を形成して生きていることにある。もちろん、社会を形成して生きている動物(昆虫も含まれる)も数多く存在している。例えば、集団で狩りをするライオンや、集団で外敵から身を守るシマウマ、さらには蟻などもその例である。しかし、ここでいう「社会」とは、単に生きることを目的とした本能的に集団化した社会ではなく、本能に言語が付随することで営まれる「社会」である。ここでの言語は、人間が音声や文字を用いて思想・感情・意志などを伝達し、相互に理解するための記号(=パターンの表示手段)体系又はその行為である。この言語が、外界に対する人

の認識¹⁾やそれに伴う行動に重要な影響を及ぼしているともいえる。というのも、人は共通の言語を用いることで、自己と外界との関係及び社会集団内部での他者との関係を互いに理解し合っている。また、共通の言語を手段として用いることで、他者との間における共通の目標ないし関心を共有し、仲間意識をもつことが可能となる。さらに、共通の目標を達成するためにとる行動もまた、集団内部での地位や役割によって分化する。その意味で、人が用いる言語は、それ自体が社会全般に関連する性質を有するものとして社会的なものとして位置づけられ、また他者との社会的人間関係の中で獲得されるものでもあると考えられる²⁾。そうした言語によって、人は社会に対する共通認識をもち、社会の中でとる行為にどのような社会的影響が生じるかを理解できる。そこに社会規範の必要性がある。というのも、人々は社会が誕生し成熟していくために当該規範の存在が不可欠であるという共通の認識をもつのである。これは、企業社会にもあてはまる。すなわち、企業社会が成り立つためには、企業（ないし経営者）に対して社会規範の存在が不可欠であるという共通認識をもつ必要がある。企業社会の構成員（企業経営者や企業の利害関係者）が企業社会における共通認識をもち、社会に対する各自の行為の影響を理解するために、企業社会における共通の言語が必要となる。その一つに会計言語が含まれる。したがって、会計という言語が人と企業社会を結びつけるばかりでなく、企業社会において社会規範としての役割を担う場合もある。

(2) 言語と文化伝承

人はまた、「文化」をもつ動物であるともいわれている。この場合の「文化」とは、人間が自然に手を加えて形成してきた物心両面の成果であり、衣食住をはじめ技術・学問・芸術・道徳・宗教・政治など生活形成の様式と内容とを含む³⁾とされる。もちろん、動物にも文化がないわけではないが、その場合の文

1) ここでの認識とは、物事の本質を十分に理解し、そのものと他のものとを明確に見分けることを指している。

2) 小池善吉他著『社会学－現代・人間・生活－』学陽書房、1989年4月、23頁参照。

化は、むしろ高度な知的水準にある人間の「文化」とは異なって前文化とよばれ、本能的水準にある文化である⁴⁾。人間の「文化」は、長い歴史の中で培われ、知的に高度化されてきたものであって、動物のように単純ではない。ある時期に生み出された一つの「文化」は、その当時の人間が用いていた共通の言語を通して、次の世代へと伝えられ、さらに進化・発展していく。歴史的見地に立てば、言語は「文化」を次世代へ伝える手段でもある。社会規範の対象たる人間の行為も人間社会の「文化」に内包されているので、言語は「文化」を次世代へ伝える中で社会規範のあり方までも伝えている。その意味で、言語によるコミュニケーションが仲間意識を高めるのみならず、社会規範の効果を将来に発現させるといえる。

ここで企業を前提にすれば、言語と「文化」の関係は（言語に基づく）コミュニケーションと企業文化との関係に置き換えることができよう。企業文化とは、企業に属する従業員及びその周囲の顧客や取引先に企業の方向性を示すとともに、企業活動の方針（経営方針）にもなっており、組織のあらゆる階層でコミュニケーション・コストの削減を促すものである。個々の企業文化は、企業を危機に陥れる経営環境の変化などに対応するために、企業の結束を図る強力な手段でもある。企業文化がなければ、経営方針を立てることも経営目的を設定することも企業価値を高めることもできない。企業文化は企業構成員における共通の利益や相互の義務の上に成り立ち、相互の協力によって企業を繁栄させている。したがって、言語によって構成員同士のコミュニケーションは成立し、進展する。

また同時に、ある意味で言語と考えられる会計情報によって、経営者と出資者等の外部利害関係者との間でコミュニケーションが成立し、企業は進化・発

3) 新村出編『広辞苑第五版』岩波書店、1998年11月、2380頁参照。

4) 例えば、知能の水準や遺伝子配列など人間に近いとされるサル、とりわけ宮崎県南端にある幸島のサルは、イモを海水で洗って食する。これは、食文化行動である。また、鹿児島県にある屋久島のサルはマサキの実を食するが、幸島のサルは食しない。これは、食文化の違いとして一般に説明されている。

展していく。社会規範そのものが会計情報に組み込まれることで、独自の企業文化（ないし企業倫理）が形成・伝承されていく。したがって、会計情報は企業のみならず企業社会の進化・発展に貢献しているともいえる。

2. 経済社会の階層性

社会とは、「人間が集まって共同生活を営む際に、人々の関係の総体が一つの輪郭をもって現れる場合の、その集団」⁵⁾とされ、家族・学校・村落・協会・企業・政党・国家などがその形態の例として挙げられる。人が人間社会と切り離された場合にはどうなるか。この疑問に、次の事例が応えている。すなわち、狼によって育てられた子カマラとアマラの実話（1920年）は、あまりにも有名である⁶⁾。人間社会から隔離された人は言語を用いることができず、「文化」も受け継ぐことができない。人間社会から隔離された彼女らが「生きる」とい

5) 新村出編『広辞苑第五版』岩波書店、1998年11月、1232頁。

6) カマラとアマラは、1920年10月9日にインドの東側ミドナプールとモーバニの境にあるゴダムリ村から焼く11キロ離れたジャングルでシング牧師によって発見されている。アマラは推定1歳半で1年後の9月21日に病死した（赤痢）。カマラは推定8歳でその後約50語を覚える。50語覚えるといっても、既成の言語を覚えたわけではなく、ベンガル語に類似する発音をして、それがある意味をもつということが周囲の人にもわかるといった言葉である。例えば、ブーブー（喉の渇き）・ホー（はい）・バー（ごはん）などである。当初は、二人とも生肉しか口にできなかった。しかし、カマラは、23年6月に二本足で立ち、25年1月には二本足で歩行し、26年12月には外出時に衣類をまとうことを主張した。さらに27年9月には、肉を置きっぱなしにしても食べたりせず、朝の礼拝に規則正しくきて、他の子どもと並んですわったり、ひざまずくまでになった。1929年11月14日、カマラは腎臓炎で死亡した。

J.A.L.シング著、中野善達・清水和子訳『野生児の記録1 狼に育てられた子カマラとアマラの養育日記』福村出版、1977年2月参照。

原文は、シング牧師とシング教授によるもので、『狼っ子たちと野生人』（J.A.L.Singh and R.M.Zingg: Wolf-Children and Feral Man. Harper & Brothers. 1942）である。これは、二部構成であり、第一部がシング牧師によるもので、『ミドナプールの狼っ子たち』（The Wolf-Children of Midnapore）と題されたものである（翻訳書『野生児の記録1 狼に育てられた子カマラとアマラの養育日記』）。第二部は『野生人と極端に孤立した環境で育った諸事例』（Feral Man and Cases of Extreme Isolation of Individuals）である。

う本能のまま集団生活を営んでいたことを証明したといえる。

現代の人間社会は、それぞれの構成員が互いに密接な関係を持ち、個々の役割を担うことで、多種多様でかつ極めて複雑に形成されているとともに、階層化されている。それは、経済社会を中心に動いているといっても過言ではない。経済社会とは、一般的に人々が生活していく上で必要とされる財・サービスの生産や流通、消費にかかわる活動社会である。この経済社会の中では、企業の存在が極めて大きく、その目的や行動が個人や様々な社会のそれに優先し、時として個人の社会生活それ自体を脅かす場合（リストラなど）も生じることがある。しかし、この経済社会が成熟し、人々が生活しやすい状況を維持するためには、人々の生活に必要な財・サービスを提供し続ける企業の存在が不可欠であるのも事実である。そして、そうした企業が財・サービスを生産できるような社会、企業社会の存在は、経済社会の根幹となっている。同様に、企業社会が発展するためには、企業を取り巻く周辺社会の存在も見逃してはならない。それは、後述するような企業活動ないし取引を中心にした証券資本市場社会、金融資本市場社会、財・サービス生産消費市場社会などといった各種利害関係者集団を中心としたさまざまな社会で構成されており、企業にとってこうした社会と密接な関係をもつことが重要なのである。もちろん、企業社会には、上記のような社会以外にも、地域住民社会、国際環境社会などが含まれている。地域社会や国際社会から逸脱した企業活動を行うことは、企業の利害関係者に対して著しい悪影響を及ぼすだけでなく、企業存続さえ危うくする。そこで、企業社会を考察する場合には、地域住民社会、国際環境社会なども考慮に入れる必要がある。

上記のような企業社会において法の存在意義を問題にする場合、人間の社会生活（ないし社会集団）の成立条件としての社会規範に焦点をあてることにする。その上で、その特質を手がかりにして法と社会規範との関係などを明らかにしていく。さらに、法の現代的特質を追求することで、企業社会における法の存在意義を見出していく。こうすることで、企業社会と法の関係がいっそう浮き彫りにできると考えられるからである。

Ⅲ. 社会生活の成立条件としての社会規範

1. 社会規範の意義・対象・特質

① 社会規範の意義

ここで社会規範を取り上げるために、まずは規範の内容を整理しておく。規範とは、一般に、「在ること」に対比される「在るべきこと」を述べる当為命題であるとされる⁷⁾。規範は、「在るべきこと」を具体的に要求するためには、何らかの価値判断基準に従っている場合が多い。その具体的欲求の内容は、命令・禁止・許容・授権の4つに大別される。命令・禁止を内容とする規範は、規範違反行為に対する刑罰・損害賠償などの強制的制裁を規定することで、一定の作為ないし不作為を命令・禁止する規範（「義務賦課規範」）が中心に置かれている。例えば、会計関連法規の領域では、証券取引法における有価証券報告書虚偽記載に関する罰則規定が該当する。しかし、それ以外にも、一般に禁止されている行為でも特別の条件の下で例外的に授権・許容する規範（「権能付与規範」）などもある。例えば、商法施行規則における繰延資産や引当金の計上容認規定が該当する。また、具体的欲求の前提となる価値判断基準は、善悪・真偽・適不適・有効無効・有利不利・優劣・快苦などである。これについて、会計の領域では企業の状況に関する利害関係者の判断を誤らせないことを前提としている。また、規範の意味内容は、欲求の送り手・欲求の受け手・適用状況・要求行為・要求の遵守（又は違反の結果）の5つの要素に基づくが、適用条件・要求内容・効果の特定性（ないし抽象性）という観点から規範を分類すれば、以下のとおりとされる⁸⁾。

i. 適用条件・要求内容・効果を比較的具体的に明確に限定しているもの：

7) 六本佳平著『法社会学』有斐閣、1986年2月、110頁参照。

8) これは、西洋近代型の法システムで用いられる規範の、パウンドによる分類に主として拠っている。(Pound, *Roscoe Social Control through Law*, Archon Books, 1968.)

「準則」(rule)

- ii. 要求内容は比較的明確であるが、適用条件や効果はあまり明確に規定していないもの：「掟」
- iii. 適用条件は比較的明確であるが、要求内容又は効果は具体的に規定せず、抽象的な指針を与えているにすぎないもの：「標準」(standards)
- iv. 適用条件・要求内容・効果を具体的に指定せず、体系的な思想に基づいて一般的・抽象的に示すもの：「原理」(principles)
- v. 規範の基になる価値又は理想だけを同定するもの：「価値」(values)又は「理念」(ideals)

上記の規範には、個人レベルである場合（特定の人が特定の他の人に特定の行為を要求する場合）と、一般レベルである場合（誰もが他の誰にでも一般的な行為を要求する場合）とがある。しかし、社会秩序を維持するために重要なことは、上記の個人レベルよりもむしろ一般レベルであり、社会における複数の行為者による行為の相互的な調整に係るものである。したがって、人間の円滑な社会生活に必要な不可欠のものと考えられるのが社会における規範である。この社会規範は、人間の社会生活において守らなければならない一定の規律とされる⁹⁾。この一定の規律とは、人間の社会生活を規則正しく行い秩序を保っていくための行為の基準（規準）¹⁰⁾であって、この規律には、人が社会生活を営む上で自然発生的なものもあれば、人が意図的につくりあげたものもある。しかし、いずれにしても、社会規範は、人の社会生活で必要とされるもので、社会秩序を維持すべく、人の行動を規律するものといえる。換言すれば、社会規範は、社会を構成する諸要素・諸勢力間を律する規則立った関係（あるいは状態）を保つために存在する。

9) 末川博編『法学入門 [第5版補訂版]』有斐閣双書、2001年2月、22頁参照。

10) 基準とは、比較して判断するための拠り所であり、最低限満たされなければならないとされるきまりである。また規準とは、それによって行動することが社会的に求められる拠り所、すなわち行動の規範である。会計の領域においても、会計基準や会計規準という表現が存在する。

② 社会規範の対象

この社会規範が規律の対象としているのは、社会の構成員たる人の行為である。すなわち、行為者とは、法でいう自然人¹¹⁾の行為に限定されないで、法人企業も含まれ、その行為も人の行為とされる。こうした行為を規律することで、社会集団化する一定の目的を達成するのに貢献する。したがって、社会集団の生活において、社会秩序を乱すような社会規範に反する行為は許されるものではない。しかし、人は必ずしもそのとおりに行動するわけではない。むしろ、実際は、自然人が遵守することを想定した当為を内容とする当為的要請が、事実と不一致となる場合が生じることがある。それ故、自然法則とは異なる規範的法則を定める必要がある。社会規範そのものが存在しない場合には、各個人が自己の欲求にのみ支配されて行動する。その結果、社会集団化の意味は失われ、社会が成り立たなくなる。ここに、制裁的意図の意義が認められる。

③ 社会規範の特質

社会秩序を維持することで円滑な社会生活を送ることこそ、社会規範の役割といってもよい。その主たる内容は、人が社会生活を維持し得る最小限度の行為に対する準則たるべきものである。しかしながら、社会規範を必ずしもすべての人が遵守するわけではなく、相互に異なる欲求・態度・意見・能力等をもった個々の人間が社会の構成員であるので、社会の規模が大きく複雑になれば、秩序とは何か、秩序維持に有効な手段たりうるものは何か、がよりいっそう問われなければならない。

また、社会生活そのものが時代とともに発展変化していくことも見過ごしてはならない。このことから、社会規範もまた、それに対応して変化するといった可変性を有するといえる。すなわち、人の目標や関心はその時代時代によってさまざまであって、移り変わっていくものである。それに応じて、人間社会も変化せざるを得ないし、そこでの社会規範も質的变化を遂げる。例えば、西

11) 法律上、権利・義務の主体である個人で、禁治産者・責任能力のない未成年を除く。

洋の中世社会においては、自己の権利が侵害された場合に実力をもってこれを回復することはむしろ常識であったが、近代社会では、生じた紛争は原則として裁判所で平和的に解決されるべきものであり、実力による権利の回復(自力救済)は、ごく限られた場合にのみ合法とされるにすぎない¹²⁾。また近年においては、例えば、情報技術(IT)の著しい発展に伴ってパソコンや携帯電話などが人々の生活に普及すると、それ以前では考えられなかった事件(プリペイド式携帯電話による犯罪・残虐な少年犯罪の低年齢化・自殺サイトを利用した連続殺人事件・流出した個人情報の悪用による犯罪など)が起こるようになった。そのために、社会秩序を維持すべく公の場での携帯電話の利用制限・携帯電話購入時の身分証明の義務化・少年犯罪法の改正・個人情報規制法の制定などが行われていく。したがって、このことは、「社会規範は社会の変化に応じて変化する」ことを意味するもので、決して社会の単なる反映にとどまるものではない。

2. 社会規範と法の関係

社会規範には、国家権力によって強制的に実現しようとする法、伝統的に決まっている行動の様式である慣習、人の踏み行うべき道あるいは行為の善悪を判断する基準として一般に承認されている道徳(倫理)、宗教上の内面的な掟である戒律などがある。人間社会の中で自然発生的に生じたものに道徳は挙げられるが、法は人間が意図的につくりあげたものである。

この法とそれ以外の社会規範との違いは、例えば、道徳が主として内面的な良心に関する善悪の評価規範であるのに対し、法は人の外面的行動(対人関係における行為)の当・不当規範であることが挙げられる。また、慣習は、先例に従った人の行動がその当否や価値につき無批判又は無自覚的に追随したものであり、善悪の評価に関する判断基準たる道徳とも異なり、また国家権力等で強行される法とも異なる。ただし、慣習がしだいに組織的な社会権力によって

12) 伊藤正己・加藤一郎編『現代法学入門(第3版補訂版)』有斐閣双書、2000年12月、202頁参照。

強行されるべきものとして社会一般の人々から意識される域に達すれば、すでに法の一種である慣習法になる。さらに、宗教などの戒律は、個人的、内心的信仰を内容とするもので、現世を超越した至上のものに対する帰依であり、世俗的・一般的な道義を対象とする道徳とも異なる。

法に内包される社会規範性（とりわけ、法規範性）は、原則として特定の事実が生じれば、ある法的効果が生じるべしという形式で、一定の要件事実に対して一定の法的効果が生ぜしめられるべきことを指示するという点にその特徴がみられる。適用条件・要求内容・効果をできるかぎり明確に特定化し、一定の範疇に属する人・物・行為に普遍的に適用される規範が、法規範の中の「法準則」となる。もちろん、「法原理」や「法価値」なども法規範に含められる。

このように、法は社会規範を構成する一つの要素である。換言すれば、人間が円滑な社会生活を送るために社会秩序を維持する社会規範が求められ、その一構成要素が法である。そこで問題とされるのが、法のどのような機能によって社会秩序が維持されているのかである。これについては、次項で取り上げる。

3. 法の目的

法の目的（ないし存在意義）は、究極的には社会秩序の維持にあるといえるが、それを支えるものとして、法的安定性と正義の二つを挙げることができよう。社会秩序が維持されるためには、法的安定性を各種の社会において確保することが前提条件とされている。社会秩序の維持に役立たない法は、法の理念に合致しているとはいえない。したがって、法秩序全体が安定し、そのことで社会の安全を保障することが法の重要な役割である。

この法的安定性は、法規定の明確性に依拠している。法規定の内容が不明瞭であれば、当該規定に照らして適法か否かの判断が困難となり、法秩序全体が混乱を招く結果となる。また、法的安定性は、法改正等の頻度に係わっている。法規定をみだりに変更することは、たとえ改正そのものに合理的な理由があったとしても、法秩序全体に不安定さをもたらす。したがって、それらは同時に社会全体の秩序を乱すことにもなる。さらに、法がその機能を果たして社会秩

序を維持するためには、実際に適用されるものでなければならない。そして、法が社会の構成員たる人々の意識と乖離したものであっては、人間社会を規律することが困難となる。その結果、安定した社会秩序を維持できなくなるので、彼らの意識と合致するように、また彼らが安心して生活できるように安定した法でなければならない。したがって、このように考えるならば、法的安定性の欠如が社会秩序の乱れを招くので、法的安定性の確保が社会秩序の維持を図るための必要条件とみることができる。そこで、法的安定性を確保するためには、法的安定性の欠如要因を排除すればよい。すなわち、ここでは、法規定の内容について不明確であること、法改正等の頻度が高いこと、実際に適用不可能であること、社会生活を営む人々の意識と乖離していることが問題とされている。

法が社会秩序をどう維持するかは、法的安定性をどう確保するかにあるが、また一方で、法の正義（妥当性）をどう実現するかにも依拠している。すなわち、法規定を明確にし、法改正を頻繁に行わないことで法的安定性を保ち、法の正義たる法の名の下の平等を貫くことを目的として、社会秩序の維持を図ろうとしている。ここにいう法の名の下の平等は、普遍的な平等の要求を本質とする。また、個々の具体的な事象や個々の人々に対して妥当するという個別的な正義を含んでいる。正義には、一般に平均的正義と配分的正義が存するという考え方が有力とされる。平均的正義とは、個人の相互間の給付と反対給付の均衡を得させ、人によって差別を認めないとする要求であって、例えば、売買において給付と対価が等しく、労働と報酬が均衡を得、損害と賠償が相応することである¹³⁾。これに対して、配分的正義とは、個人がその能力や功績の差異に応じて異なる取扱いを要求するものであって、例えば、租税の負担能力に応じて税額に違いを設け、功績によって段階的な栄誉を与えることである。一般的に言えば、平均的正義は形式的平等であって、人間における同位の秩序を主張し、私法の領域で実現される正義であり、配分的正義は実質的平等をめざし、社会生活における上下の秩序を樹立しようとするもので、公法の領域で妥

13) 伊藤正己・加藤一郎編『前掲書』有斐閣双書、24頁参照。

当する正義である¹⁴⁾。この正義は、税法会計における税負担の公平性と結びついている。正義を重視する立場からは、正義に反する法は何ら価値をもたず、単なる暴力にすぎない。また、法的安定性を重視する立場からは、各人が自ら正義と信ずるところに従って行動するならば、社会は混乱に陥り、安定性を保てなくなる。したがって、主観的正義に立った法は成立し得ないし、その存在意義さえ失う。法は、常に社会秩序の維持という基礎に築かれた客観的正義を実現する使命を課せられるのである。

しかし、法は、その時々々の社会環境によって要請されるものであるから、その時々々の正義の内容に応じて、その種類も内容もさまざまとなる。そこで次に、法の種類と現代的特質を捉えることで、法の存在意義を明らかにしていく。

4. 法の種類と現代的特質

法の種類には、憲法・法律・命令・条例・規則がある。憲法とは、国家が存立するための基本的な条件を定めた国の最高法規であり、国の統治組織（政府）の基本と国民の基本的権利・義務について定めたものである。法律とは、憲法に次ぐ重要な国法で、国会の議決によって制定・公布されるものである。もちろん、憲法に違反する法律はその効力をもたない。例えば、民法・商法・証券取引法・刑法・刑事訴訟法・民事訴訟法・労働法・税法などが挙げられる。命令とは、国会以外の一定の国家機関（内閣・各省大臣など）が制定するもので、これには、憲法や法律の規定を実施するために必要な細目を定めた執行命令と、法律の委任を受けて制定される委任命令がある。もちろん、法律に違反する命令はその効力をもたない。この命令には、制定主体によって政令と省令がある。すなわち、政令は内閣が制定するもので、省令は各省大臣が制定するものである。例えば、政令には、証券取引法施行令・企業内容等の開示に関する内閣府令・所得税法施行令・法人税法施行令などがあり、省令には、商法施行規則・所得税法施行規則などが挙げられる。また、条例や規則は、地方自治体の区域

14) 伊藤正己・加藤一郎編『前掲書』有斐閣双書、24頁参照。

のみで施行されるもので、法律や命令に違反する条例・規則はその効力をもたない。これらも制定主体によって分けられている。すなわち、条例は地方自治体（都道府県・市町村など）の議会が制定するもので、騒音防止条例・公安条例などがある。規則は知事・市長・社長などその長が制定するもので、就業規則などが挙げられる。

これらの法には、その内容が社会的強制力、特に国家権力によって強制的に実現されるという特質がある。ただし、国家以外の社会的強制力によって強行される国際法もある。この国際法は、国家間の関係を規律する法であり、かつ国家という枠を越えた人権擁護・環境保全・軍縮など人類共通の価値を実現する法でもある。この国際法によって規制される文書として条約があり、国家間により締結される協定・憲章・覚書が含まれる。ここに、法の強行性が認められる。この強行性とは、必ずしも各個の法律が直接具体的な強制手段を具備したという意味ではなく、他の強制力を具備した法律規定と結合し、又はそれと関連して規範体系全体として組織的な社会力による強制性が承認されることなどを意味するものにほかならない。

IV. 企業社会と法

1. 現代社会と企業

(1) 現代の企業社会構造

現代社会では、社会規範として法・慣習・道徳（ないし倫理）が重要な役割を担っている。中でも、本稿が企業社会を前提としている限り、法が社会規範の中心に位置するのは当然である。というのも、我が国の企業社会では、一般に、営利企業が資本主義を根底に置いた経済社会の中心に位置している。また企業社会は、営利企業の経済活動に応じたさまざまな小規模社会で構成されている。社会との関連において、営利企業が経済活動を円滑に行いながら社会生活を営むためには、一定の規律が求められる。その規律の具体的なものが、商法や証券取引法や税法などの法律を中心とした法である。もちろん、企業が経

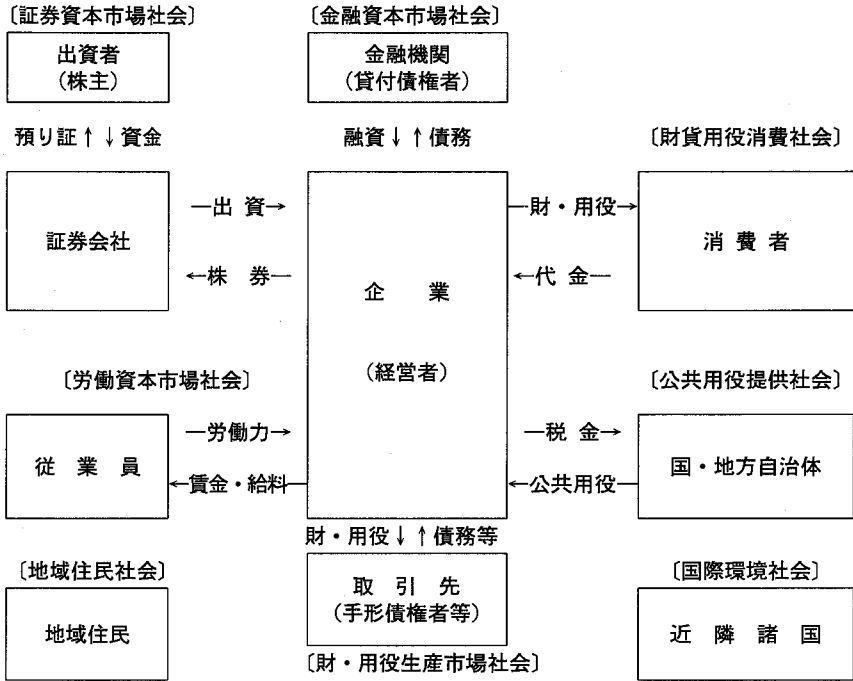
済活動を営む上で必要とされる社会は、企業資金の調達・運用活動に係る金融機関・機関投資家や個人投資者と企業との取引関係を中心とした金融資本市場社会・証券資本市場社会、労働力の調達・費消活動に係る労働者と企業との取引関係を中心とした労働市場社会、財・サービスの生産活動に係る取引先と企業との取引関係を中心とした財・サービス生産市場社会、財・サービスの消費活動に係る消費者（ないし顧客）と企業との取引関係を中心とした財・サービス消費市場社会、それ以外にも納税活動に係る国・地方自治体と企業との関係を中心とした公共・サービス提供社会、地域貢献活動・地域環境維持活動に係る地域住民と企業との関係を中心とした地域住民社会、国際貢献活動・国際環境維持活動に係る近隣諸国等と企業との関係を中心とした国際社会などが相互に密接な取引関係を維持しながら支える形で存在している【図1】。

企業の維持存続にとって、こうした各種社会との関係を良好に保つことが不可欠の条件である。しかし、いったん各種社会との間で不安定な状況を招いてしまうと、元に戻すことは容易ではない。経営悪化した企業の経営者が粉飾決算を行えば、利益分配を通して企業資金が流出するためにますます経営状態は悪化する。その結果として企業が倒産した場合に、そのことが経済社会にもたらす悪影響（連鎖倒産やそれに伴う企業一般に対する社会的信用の崩壊）を考慮すれば、そこにおのずと社会規範の存在意義が認識されよう。とりわけ、不利益を被りやすい企業の利害関係者の立場からは当然といえる。企業の倒産を防止するための直接的規制は不可能であるが、会計的手段を駆使することで、詐欺又は過怠による破産をできるかぎり防止するような会計規制は可能である。ここに会計規制の存在意義も認められる。

(2) 社会的制度としての企業

社会的制度については、「一般的見解を求めることはきわめて困難であるが、現在の傾向としては、社会的承認をもった甲の形相（pattern）を意味する場合が支配的である。すなわち人間が社会において他人との係り合いをもつことによって生ずる一定の行為様式が組織化されたものを『制度』と称する。した

〔図1〕〔企業社会〕



がって集団の成員の態度や行動を規制する」¹⁵⁾とされている。したがって、企業社会の構成員間でさまざまな取引関係が成り立つためには、自らの態度や行動が規制されるような、組織化された一定の行動様式が求められる。これが企業社会における社会的制度である。今日の経済社会を成り立たせるためには、その構成員たる企業もまた自らの態度や行動を規制するので、企業も社会制度としての性質を有する。例えば、R. ダーレンドルフは、企業を「財貨の生産という経済的目的を指向し、技術的手段の体系によって組織され、法律的規制によって認可され、社会的価値によって規定される」社会的役割の組織として捉えている¹⁶⁾。このことは、①企業が社会から期待されていることは社会で

15) 福武直他編『社会学辞典』有斐閣、1973年。

必要とされる経済的価値の増殖であること、及び②企業は経済的機能をもった社会的制度であることを意味している。企業が社会的制度であるためには、企業が自己完結的な存在ではなく、企業以外のもの（経営環境）に依存する存在でなければならない。そのことは同時に、企業が経営環境の影響を受けやすい存在であることを意味している。また、社会で必要とされる経済価値物を提供する存在であると同時に、企業が社会に貢献する存在であることを意味している。

2. 企業社会における法の存在意義

企業を取り巻くさまざまな社会には、各種の利害関係者（人に限定されない）が存在し、彼らの間で利害対立関係が見受けられるので、社会そのものが成り立つためには利害対立の調和を図ることが重要である。この調和に役立つものの一つに法律が挙げられる。もっとも、法も社会規範の一つであるから、当然ながら社会規範の特質、すなわち社会秩序の維持を図ることを根底に置いている。これは、企業行為を円滑化ないし迅速化することによって企業と出資者等との資金関係・企業と取引先との取引関係・企業と従業員との雇用関係などを良好に維持することで、企業の維持健全性をもたらす企業社会の秩序維持を意味している。

このようなミクロ的視点からは、社会を支えるのが個人ないし法人企業であるからこそ、社会秩序を維持するための最も重要な手段の一つとして利害対立の調和を挙げざるを得ない。個人なくして社会は成り立たず、個人あってこそこの社会である。したがって、法には直接の目的として、ミクロ（個人レベル）的視点からの「利害関係者間における利害対立の調和」が導き出される。これは、法の機能として存在する「正義」から抽出されるものである。

しかし、マクロ（社会全体レベル）的視点に立てば、企業を取り巻くさまざまな市場社会が衰退せずに維持活性化しなければ、社会全体が成り立たないの

16) Dahrendorf, R., *Industrie und Betriebssozialogie*, Walter de Gruyter & Co., 1961. 池内信行・鈴木英壽訳『産業社会学』千倉書房, 1961年参照。

も事実であり、社会があつてこそ、個人が活かされるのである。したがって、法には直接の目的として、マクロ的視点からの「関連市場社会等の維持活性化」が挙げられよう。これは、法の機能として存在する「法的安定性」から抽出されるものである。これら二つの直接的目的は表裏一体の関係にあるが、さらに究極的目的として「企業社会の秩序維持」を根底に置いた二層構造になっている。このような構造は、会計規制主体である商法や証券取引法、さらには税法にもみられる特質である。

(1) 利害関係者の多様化

今日の企業における外部利害関係者は、出資者（株主を含む）・債権者・国・地方自治体・従業員・労働組合・顧客・消費者・地域住民などさまざまである。まず、出資者とは、活動資金を必要とする企業に対して出資形態で資金を提供する者である。とりわけ、株主は、企業形態が株式会社である場合の出資者である。株主には、もともと創業者あるいはその一族である個人大株主、保険相互会社などの機関投資家、さらには一般不特定多数の個人投資者がいる。次に、債権者とは、掛債権・手形債権・貸付債権・社債権などの権利を有する者であり、具体的には貸付債権者・社債権者・信用取引先などである。さらに、国・地方自治体とは、国政ないし地方行政を行う主体であり、企業は法人税や県民税・市民税等で行政を財政面から支えている。加えて、従業員や労働組合は、企業経営者との間で賃金その他の手当や労働環境の改善などの交渉過程で、有利な諸条件を引き出すために当該企業の会計情報などに関心をもっている。それほどばかりか同業他社との比較から、賃金水準や労働環境条件・付加価値生産性などにも関心を寄せている。顧客とは、特定の企業における特定の財貨・用役を最良にしてくれる常連客（お得意様）であり、消費者とは、特定の企業における特定の財貨・用役を前提としないで、広く一般に財貨や用役を消費する者である。消費者を単なる消費する者と捉えれば、消費者に顧客は含まれるが、ここでは区別しておく。地域住民とは、企業の所在地である地域に住む住民であり、当該企業と密接に関係している人々である。企業の排水や煤煙などは直

接地域住民の健康などに悪影響を与えかねない。他方、企業の内部利害関係者には、経営管理者・各事業部長・工場長・営業所長などが挙げられる。企業には、セグメント別に管理責任を明確化することでその責任の所在を明らかにし、その改善を図る必要がある。

外部利害関係者は、企業形態の違いによって異なる。個人企業の場合では、ただ一人の出資者がそのまま経営を行うので、出資者＝経営者となる。したがって、外部利害関係者には当該出資者は含まれず、貸付債権者・取引先などの取引関係者・国・地方自治体・顧客・消費者となる。合名会社の場合は、複数の出資者が経営者（無限責任社員）のみで構成されている。外部利害関係者は、個人企業と同様に無限責任社員は含まれず、貸付債権者・取引先などの取引関係者・国・地方自治体・顧客・消費者となる。合資会社の場合は、経営を行う複数の出資者（無限責任社員）と経営を行わない複数の出資者（有限責任社員）で構成されている。外部利害関係者は、有限責任社員たる出資者・債権者・国・地方自治体・顧客・消費者である。株式会社の場合は、所有と経営は分離されているので、出資者たる株主（有限責任社員）のみで組織されている。外部利害関係者は株主・債権者・国・地方自治体・消費者である。株式会社のうち、公開会社の場合は、外部利害関係者に将来の投資者も含まれよう。

(2) 企業形態と法

企業は、法人企業か個人企業に分けられる。法人企業とは、法人税法上の概念であり、自然人と同様の権利や義務の主体となりうる地位や資格が付与された企業である。法人企業の利益は、法人税法が適用されて、一定の修正が加えられて課税される。法人企業には、これまで合名会社・合資会社・有限会社・株式会社が含まれていたが、平成17（2005）年6月の商法典の再編成によって誕生した新会社法では、有限会社が株式会社に統合され、別個に有限責任制と組合的規律をもった合同会社の4種類が認められるようになった。個人企業は、無限責任を負う自然人個人が所有と経営の主体となる企業である。個人企業で行われる取引は、出資者たる経営者個人が行った取引とされ、個人企業の利益

は、個人企業は法人ではないので、法人税法の適用を受けないが、所得税法の適用を受け、当該企業の所得は経営者個人の所得として取り扱われる。

また一方で、企業は個人企業か会社企業に分けられる。個人企業は上記のとおりである。会社企業は、会社法上の会社（合名会社・合資会社・株式会社・合同会社）である。その特質は、法人性・営利性・社団性である。法人性とは、法人企業を意味し、法人格（権利や義務の主体となりうる地位や資格が付与されたもの）を有することである。社団性とは、共同の目的をもつ複数の社員（出資者）から成り立つ団体であることを意味する。しかし、現在では、発起人は一人以上であればよく、一人会社も認められている点から、厳密には社団性は会社の特質とはいいい難い面もある。しかし、また一方で、一人会社でも株式や持分を他に譲渡して株主や社員（出資者）を複数になしうる点を重視して、社団性が潜在しているとする見解もある。営利性とは、利益獲得を目的としていることを意味する。したがって、会社法上の会社とは、営利社団法人のことである。

株式会社の場合で、上場会社・店頭銘柄株発行会社等では、個人投資者ないし機関投資家が会計情報利用者の中心になり、証券市場への影響を考慮すれば、有価証券の発行や流通に関して証券取引法が当該会社に適用されるのも当然である。上場会社ではない株式会社（従来の有限会社も含まれる）の場合には、会計情報利用者の中心は債権者であり、証券市場に対する影響は極めて低く、証券取引法は適用対象とならないが、営利性を重視し取引の円滑化・安全確実化を図る商法が適用対象となる。

合同会社には、協同組合・保険相互会社・特殊法人などが挙げられ、それぞれ独自の法律が適用される。例えば、保険加入者の相互救済を目的とした特殊な会社である保険相互会社は、保険業法の適用を受ける。また、合名会社・合資会社・株式会社・合同会社は新会社の規定が2006年から適用される。

V. 結びに代えて

人は生まれた時から「人」ではなく、社会集団において社会生活を営む中で経験的に「人」となる。人は、社会の中で言語を駆使しながら、共通の目標ないし関心を共有し、仲間意識をもつ。また、共通の目標に到達するために、それに適した地位が付与され、それぞれの役割が分化する。そして、そこに社会規範があってこそ、「人」は社会生活を円滑に過ごせるのである。企業もまた同様に、企業社会の中で会計言語を駆使することで、企業とその利害関係者の間で相互理解を深め、共存共栄の関係を維持している。そこに、社会規範があるからこそ、企業社会の信用秩序が維持されるのである。

このように、社会規範は、究極的には人間の社会生活を円滑化すべく、社会秩序の維持を図ることを目的としている。しかし、社会規範には、能動的行為規範（すべきことに対する規範）と受動的行為規範（してはならないことに対する規範）が存在する。人の内面にかかる道徳などでは遵守できないと予測される事象に関して、すべきことをしない時（あるいはしてはならないことをした時）における社会への悪影響が人間相互の信頼関係を崩壊させるレベル、さらには人間の社会生活を円滑化できないレベルに達する（と予想される）場合に、社会規範性（とりわけ法規規範性）の存在意義が生じる。

こうした社会規範の一つである法は、国家の強制力を根拠にして規範内容をより遵守させる性質を有するとともに、どちらかといえば、人間の内面部分に関係する規範というよりは、むしろ人間の外面的な行動に関係する規範が中心とされる。中でも、企業社会における法は、個人企業及び法人企業の外面である企業行動を中心とした規範とみることもできよう。具体的には、法の秩序全体が安定し、それによって企業社会の安全が確保されることで、企業社会の秩序維持が保たれることが重要とされる。また、企業社会の秩序維持を図るためには、万人はみな平等という正義（形式的平等）が求められるとともに、人間の能力あるいは功績の差異に応じた取扱いの違いという（実質的平等）が求め

られる。前者は、例えば情報開示において、特定の誰かに偏った不平等な情報開示は法の正義に反するとした商法会計及び証券取引法会計に結びつくことを意味する。後者は、個人ないし法人の所得獲得能力の違いに基づく納税負担を求める税法会計に結びつくことを意味する。

企業社会の秩序維持を図るための法規範性には、従来から罰則や損害賠償という強制的制裁による規範もあるが、それ以外に利害対立を回避するという目的も見受けられる。この回避が利害調整機能という形で制度会計に内包されているようにおもわれる。すなわち、企業社会の構成員間における不要な利害対立を回避すべく、その手段の一つとして制度会計は存在する。企業を取り巻く利害関係者間の利害対立が生じた場合には裁判所等で法的に処理されるが、それ以前に予想される利害対立を未然に防ぐことによって、規範的基準への準拠性に対する重要度がいっそう高められるのも事実である。会計は利害対立を未然に防ぐ役割を担っている。ここに、制度会計の構造と機能とを解明する手がかり（社会規範性）があると示唆できよう。

その一方で、企業社会における各種の法律が近年において度々改正されているが、筆者には個人レベルでの利害対立の回避ないし解消というよりもむしろ日本経済の景気回復といった経済社会ないし国家レベルに主眼が置かれているようにおもえてならない。今日、会計学者や実務家に与えられた急務の重要課題は、現在の経済的状况を顧みながら、制度会計の枠内で会計本来の機能である情報開示機能と規制主体からの要請機能である利害調整機能とを融合（ないし峻別）させることであって、その結果として新制度会計の多様化した役割がよりいっそう効果を発揮すると期待される。